

◎新潟県告示第166号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成29年2月21日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 阿賀野都市計画下水道
名称 阿賀野市公共下水道（新井郷川処理区）
 - (2) 種類 阿賀野都市計画下水道
名称 阿賀野市公共下水道（安田処理区）
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局下水道課